

個人発表、自主企画シンポジウム及びポスター発表に関する ガイドライン

ガイドライン第 3 号
2022年7月23日制定

第 1 章 総則

第 1 条 「ワンウェルフェア学会個人発表、自主企画シンポジウム及びポスター発表運営規程」第 3 条に基づき、発表の資質向上と分科会運営を円滑に行うためのガイドラインを定める。

第 2 条 「個人発表」、「自主企画シンポジウム」及び「ポスター発表」（以下「発表」という。）は、別途定める規程、ガイドライン、研究倫理ガイドライン等に従って研究及び発表を行わなければならない。

第 2 章 応募

第 3 条 ワンウェルフェア学会「個人発表」、「自主企画シンポジウム」、「発表共通申込書」及び

「ポスター発表申込書」（以下「申込書」という）に記載されている氏名、所属と、抄録原稿の記載は同一でなければならない。

第 4 条 申込書には一般社団法人ワンウェルフェアに届出ている氏名を用いなければならない。本会会員以外の者については、所属する組織に届出ている氏名であることを原則とする。

第 5 条 発表を行う登壇者、コーディネーター、シンポジスト等(以下「発表者」という)の所属は 1 か所のみ記載することができる。

第 6 条 共同研究者として記載できるのは、実際に共同研究した者でなければならない。

第 7 条 学会発表では、いかなる理由があっても「個人発表」、「自主企画シンポジウム」及び「ポスター発表」を同時にエントリーすることができない。

第 3 章 学会発表における抄録原稿の執筆及び修正

第 8 条 申込書に記載されている「ワンウェルフェア学会分科会発表原稿申込自己チェックリスト」及び「ポスター発表申込自己チェックリスト」に書かれている内容についての責任は、発表者にあることを理解して執筆及び申込みを行わなければならない。

第 9 条 採択された抄録原稿に対して、学会運営委員会から修正を求められた場合、真摯に対応しなければならない。

第 10 条 発表者を含め関係者全員が日常業務を行いながら学会運営ならびに大会準備にあたっていることを理解し、抄録原稿の提出期限を守らなければならない。

第 4 章 学会発表時の遵守事項

第 11 条 配布資料

- (1) 「個人発表」、「自主企画シンポジウム」及び「ポスター発表」の場合、配布する資料は定められた期限までに学会運営委員会に提出し、許可を得なければならない。
- (2) 別に定める配布資料のサイズや形式を遵守しなければならない。
- (3) 配布資料の残部は大会会場では廃棄せず、発表者の責任で必ず回収し、持ち帰らなければならない。

ならない。

(4) 分科会会場では事前に許可された資料以外、配布することはできない。

第 12 条 発表

(1) 開催直前の打ち合わせに指定された時間までに出向き、参加しなければならない。

(2) 発表者の変更は認めない。ただし、発表者、シンポジスト、コーディネーター等の登壇者が大会当日欠席する場合、共同研究者として抄録に記載がある会員のみ代理で発表、もしくは登壇することができる。それ以外のものは認めない。

附 則

2022 年7月23日制定、施行